

平成 30 年〇月〇日

医療等分野情報連携基盤検討会

医療等分野情報連携基盤

技術ワーキンググループ

1. 医療等分野における識別子の仕組みを導入する背景等

- 質の高いヘルスケアサービスの効率的な提供、国民の健康寿命の延伸等のためにも、医療等分野の情報の利活用を促進することが必要。
- このため、全国的な保健医療情報ネットワークの構築や健康・医療・介護のデータベースで保有するデータを個人ごとに連結・分析できるようにする仕組みの構築が必要。また、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号。以下「次世代医療基盤法」という。）に基づき、匿名加工された医療情報の研究開発への利活用を推進する。
- これらを進めるため、医療等分野における識別子の仕組みの導入が求められている。ことを踏まえ、医療等分野情報連携基盤検討会・医療等分野情報連携基盤技術ワーキンググループにおいて議論し、医療等分野における識別子の仕組みについて結論を得た。

2. 医療等分野における識別子の仕組みに係る検討の経緯

- 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書（平成 27 年 12 月 10 日）
・マイナンバー制度と医療保険におけるオンライン資格確認の基盤を利用することが二重投資を防止する観点からも適切。オンライン資格確認等の仕組みを管理運営する機関が目的別の医療等 ID（容易に書き取りのできない番号等）を発行。
- 政府の成長戦略等の閣議決定
・「日本再興戦略 2015」（平成 27 年 6 月 15 日閣議決定）等の累次の成長戦略等において医療等分野における識別子の導入を目指すべき旨が示されている。
- その後の動き

- ・ 改正後の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個情法」という。）により、病歴等についてより慎重な取扱いが必要であることから「要配慮個人情報」として定義された（平成 29 年 5 月施行）。
 - ・ 医療分野の研究開発を推進するため医療情報を匿名加工し利活用することを目的とした次世代医療基盤法が施行された（平成 30 年 5 月施行）。
 - ・ 医療保険における被保険者番号の個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報等のデータを一元管理することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を平成 32 年度に開始することが閣議決定された。と資格履歴の管理システムの導入（2020 年度以降）
- 医療等分野情報連携基盤検討会・医療等分野情報連携基盤技術ワーキンググループにおける検討
- ・ 新たな ID を発行する案と医療保険の 仕組み（個人単位化された被保険者番号の履歴管理の仕組み） を活用する案について検討し、セキュリティの確保、識別子の利用主体や提供主体、コスト、法制上の措置の必要性、システムの構築・運営、現場の医療機関における負担等を勘案しつつ議論。
 - ・ 一定の措置 （3 の（1）から（3）まで及び 4 に掲げる事項） を併せて講ずることにより、被保険者番号 を医療等分野における識別子の一つとして を活用することが 可能 適当との結論を得た。

3. 医療等分野における識別子の仕組み

（1）被保険者番号の履歴の活用

- 個人単位化された被保険者番号やその履歴を用いることにより、特定の個人の識別や同一人物の確認が、4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）等を用いる場合に比べて可能効率的になると考えられる。
- 被保険者証は本人確認書類として幅広く用いられているが、被保険者番号は、個人識別符号であり、個人情報保護法に基づき適正な取扱いを確保する必要がある。
- 基礎年金番号やマイナンバーは、民間での目的外利用を排除するため法律により告知要求制限等の規制が行われているが、被保険者番号の場合には、①個々の保険者が付番

するものであることから加入する保険者の異動等によって番号が変わりうるものである点において、基礎年金番号やマイナンバーと異なるほか、②医療保険の資格確認等の本来の目的以外に、加入者が勤務する事業所において社員番号として利用されたり、③被保険者証は運転免許証やパスポートと同様に本人確認書類として幅広く用いられたりしているといった現状がある。

- こうした状況を踏まえると、今後、被保険者番号が個人単位化された場合にあって、一律に民間での利用を排除することは現実的ではなく、むしろ、個人情報における個人識別符号として、個人情報に基づき適切な取扱いを確保しつつ、本人が関与しないところで被保険者番号が流通・利用されることを防ぎ、より適切な取扱いがなされるよう、被保険者番号を取り扱う者等を対象とするガイドラインの制定等を検討する必要がある。
- 医療等分野で情報連携等を行う者は、必要に応じて、個人単位化された被保険者番号及びその履歴（以下「被保険者番号履歴」という。）を管理・提供する主体（以下「履歴管理提供主体」という。）から、被保険者番号履歴の提供を受けることができる仕組みを整備する。
- ただし、履歴管理提供主体から被保険者番号履歴の提供を受けることができる者は、利用の目的が法令等において明確にされていること、適切な組織的、物理的、技術的、人的安全管理措置が講じられていること等やセキュリティの確保など一定の基準に該当する者に限定すべきである。
- 被保険者番号を活用する場合には、医療保険に加入していない生活保護受給者が対象とならず課題である。生活保護受給者に係る既存の番号の活用の可否等を含めて、費用対効果も勘案しながら、検討を進めるべきである。

（２）履歴管理提供主体

- 医療保険において被保険者番号履歴を一元的に管理する主体が、被保険者番号履歴を医療等分野における識別子の仕組みで活用する場合における履歴管理提供主体となることが合理的である。

（３）ユースケースごとの検討

①データベースでの利用

- 公的データベースは、その根拠法により、医療情報等の収集目的、データベースの運営主体、匿名化した情報のみを収集しているか否か、データの外部提供の対象範囲等可否などが区々。
- このため、異なるデータベースで管理されているデータの連結にも利用する場合には、収集目的との関係、外部提供する場合の対象者の範囲等について整理し、必要に応じて法的手当を行うことが、その可否について、データベース間でデータ連結を行う場合の技術面の課題だけでなく、法制面の課題についても検討する必要がある。
- したがって、下記は、こうした整理等がなされた課題が解消された場合において、データベースの運営主体が必要に応じて利用するケースを整理したものである。

ア) データベース内での情報連結での利用

- 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）のみでは、例えば、婚姻等により姓が変わった場合は同一人物の医療情報を正確に連結できない可能性がある。このため、
- ⊖ データベースの運営主体は、必要に応じて、被保険者番号を用いて履歴管理提供主体に照会し、取得した被保険者番号履歴を用いることにより、自らが収集した医療情報のうち同一人物のものを正確に連結し、管理することが可能になる。
- このように、データベース内での情報連結で被保険者番号履歴を活用する場合であっても、被保険者番号履歴の提供を受けることができるのは、利用目的が法令等において明確にされていること、適切な組織的、物理的、技術的、人的安全管理措置が講じられていること等一定の基準に該当するものに限定すべきである。

イ) 異なるデータベース間の情報連結での利用

- 異なるデータベース間の情報連結での利用に当たっては、データベースについて
は、
 - ・ 各データベースにおいては、大量の医療情報等が集積するため、より高い水準の

セキュリティを確保する必要があること、

- ・ データベースによっては、法令に基づき医療情報等の収集を行っているが、データベース間での医療情報等の第三者提供等について患者本人の同意が得られていない場合があること

に留意する必要がある。

- このため、個人単位化した被保険者番号の履歴を活用してデータベース間の情報連結を行うことが可能な場合には、4 情報等を用いた連結が認められる場合を除き、被保険者番号履歴自体を直接用いて連結するのではなく、被保険者番号履歴等の個人を識別できる情報を一方向変換して容易に書き取りのできない当該データベース間で取り扱う共通の連結符号を作成し、当該連結符号を用いてデータを連結する仕組みとすべきであることが考えられる。

②医療情報連携での利用

- 地域医療連携ネットワークを越えて医療情報連携を行うためには、患者個人を識別する識別子に加えて、当該患者が受診した医療機関等に関する情報（医療情報の所在に関する情報）を管理する仕組み（以下「医療情報所在情報管理システム」という。広域MPI（Master Patient Index））を構築する必要がある。
- 患者個人を識別する識別子として被保険者番号履歴を活用する場合には、医療情報所在情報管理システム広域MPIにおいては、被保険者番号履歴のほか、受診した医療機関が属する地域医療連携ネットワークの所在地情報、診察券番号、地域医療連携ネットワークで独自に発行される地域医療連携 ID 等の必要な情報を適切に管理する必要がある。ことにより、広域MPIを介して地域医療連携ネットワークを越えた医療情報連携が可能となる。
- なお したがって、医療情報所在情報管理システム広域MPIのシステムの内部において、被保険者番号履歴や地域医療連携ネットワークの所在地情報等を便宜的な管理番号を用いて管理すること等など、安全かつ効率的に医療情報連携を行うためのシステムの在り方については、引き続き検討する必要がある。

（４）介護分野等における対応

- 介護分野での利用については、介護総合データベースと医療保険のナショナルデータベースの連結の精度向上等の方策として、医療保険の被保険者番号を活用することも含めて、費用対効果も勘案しながら、検討を行うべきである。
- ~~医療保険の基盤を利用するため、医療保険に加入していない生活保護受給者が対象とならず課題。生活保護受給者に係る既存の番号の活用の可否等を含めて、費用対効果も勘案しながら、検討を進めるべき。~~
- PHRサービスでの被保険者番号履歴の利用については、現在、医療保険制度の中で、マイナポータルを活用し、特定健診データ、医療費、薬剤情報等を本人に提供する仕組みの導入が検討されており、保険者が契約するPHRサービスを通じてこうした情報を提供することも想定されていることから、この検討を進めるべき。 ~~PHRについては、被保険者番号履歴や、マイナポータルを活用し、特定健診データ、医療費、薬剤情報などを本人に提供する仕組みの導入を検討すべき。~~

(5) 医療等分野における識別子の仕組みの運営に係る費用の負担についての考え方

- 履歴管理提供主体は、医療保険の仕組みの下で被保険者番号履歴を管理するシステムを運営するとともに、データベースの運営主体や医療情報連携ネットワークの運営主体等からの問い合わせに対して被保険者番号履歴を提供するシステムを運営することとなる。
- データベースの運営主体や医療情報連携ネットワークが、これらのシステムを利用した際の運営経費の負担の在り方については、想定されるコスト等を見込んだ上で、今後検討していく必要がある。
※なお、医療情報連携ネットワークの運営主体や医療機関等の間における負担の在り方については、今後、全国的な保健医療情報ネットワークの構築に当たって検討すべき課題である。 ~~医療等分野における識別子の仕組みの運営経費については、データベースの運営主体や全国的な保健医療情報ネットワークの運営主体などが負担すべき。~~

4. 今後検討が必要な事項

(1) 本人同意の在り方等

- 医療機関やデータベースの運営主体が履歴管理提供主体に被保険者番号履歴を照会

する場合や、履歴管理提供主体が被保険者番号履歴を外部に提供する場合の本人同意の在り方等については、個人情報や個別法に基づき行われるべきだが、法制面、システム面及び運用面の在り方を具体的には今後詳細を検討すべき。

(2) 被保険者番号の適切な取扱いに係る措置留意すべき事項の整理

- 3 (1) で前述のとおり、被保険者番号については、個人情報における個人識別符号として、個人情報に基づき適切な取扱いを確保しつつ、より適切な取扱いがなされるよう、被保険者番号を取り扱う者等を対象とするガイドラインの制定等を検討する必要がある。 ○ 被保険者番号の個人単位化や被保険者番号履歴を用いる仕組みを導入するに当たり、医療機関等が留意すべき事項をガイドライン等として整理して示すなど、個人の医療情報を適切に取り扱うために必要な措置を検討すべき。

~~※上記(1)や被保険者番号の個人単位化そのもののリスク対応などを想定。~~